

佐賀県告示第一百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十二年五月二十一日

佐賀県知事　古川康

一 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町二ノ瀬字館中甲一一四八、甲一一四九、字平古場甲一一五七の一三、甲一一五九の四、甲一一六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)